

広島県告示第百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
警固屋一一丁目三四地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年三月三十日広島県告示第三百八十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	警固屋八丁目	一四二番	標柱一号
		一三六番三	標柱二号
		一三七番七	標柱三号
		一三七番六	標柱四号及び五号
		一三八番地先道路敷	標柱六号
		一三七番二	標柱七号
		一四一番	標柱八号